概要版

第3次名張市
男女共同参画基本計画
ベルフラワーⅢ

2027年(令和9)年3月

名 張 市

1. 計画策定の趣旨

本市では、２００７（平成１９）年３月の「名張市男女共同参画基本計画」策定の以降、男女が互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等な立場で参画できる社会の実現を目指し、さまざまな取組を進めてきました。

しかし、直近の市民意識調査からは、社会や職場における男女の不平等感や、家事・育児・介護の負担、女性管理職の登用など、依然として多くの課題が残されていることが明らかになっています。

また、少子高齢化や価値観の多様化、ＤＶやハラスメントの防止、多様な性の尊重、防災における視点など、社会情勢の変化に伴う新たな課題への対応も求められています。

さらに、２０２６（令和８）年３月に国が第６次男女共同参画基本計画を策定したことなどの動向も踏まえ、第２次計画の成果を継承し、男女共同参画を「意識」から「実践」へとさらに推進するため、第３次男女共同参画基本計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

（１）「男女共同参画社会基本法」第１４条第３項に基づき、国の「第６次男女共同参画基本計画」及び「第３次三重県男女共同参画基本計画（改訂版）」との整合性に配慮した市町村男女共同参画計画です。

（２）名張市男女共同参画推進条例第１１条に基づき、「男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画」として策定します。

（３）本計画は、国や県の計画を踏まえるとともに、市の最上位計画である『なばり新時代戦略』やその他の関連計画との整合を図りながら取組を進めます。

（４）本計画の基本目標Ⅰ重点課題①施策の方向２及び基本目標Ⅱ、Ⅲを、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」といいます。）第６条第２項に定める「市町村推進計画」として位置づけます。また、本計画の基本目標Ⅳ重点課題⑪を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」といいます。）第２条の３第３項に定める「市町村基本計画」として位置づけます。さらに、本計画の基本目標Ⅲ重点課題⑧、⑨及び基本目標Ⅳを、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「困難女性支援法」といいます。）第８条第３項に基づく市町村基本計画として位置づけます。

3. 計画の期間

２０２７（令和９）年度から２０３６（令和１８）年度までの １０年間とします。ただし、国、県の動向や、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画内容の見直しを行います。



4. 計画の重点項目

（1） 意識啓発のさらなる推進とワーク・ライフ・バランスの実現

男女共同参画意識の確立のため、これまで取り組んできた意識啓発を更に推進するとともに、働き方の見直しや男性の家事・子育て・介護への参画を日常の文化として定着させ、誰もが仕事と生活を主体的に両立できる取組を進めます。

（Ｐ３　計画の体系　重点課題①、②、⑤、⑦、⑧、⑫参照）

（2） 事業所、地域、行政分野における女性の活躍推進

政策や方針を決定する過程への女性の参画など、女性の活躍を推進する取組を進めるため、事業所や地域への働きかけを進めます。

行政分野においては、女性活躍推進法に基づき本市が策定した第３次名張市特定事業主行動計画に沿った取組を進めます。

（Ｐ３　計画の体系　重点課題③、④、⑤、⑦、⑧参照）

（3） 防災における男女共同参画

防災における女性の参画拡大や男女共同参画の視点に立った防災体制の確立に努めます。

（Ｐ３　計画の体系　重点課題⑥参照）

（4） すべての人の人権尊重

性別に関わりなくすべての人の人権が尊重される社会の実現に向け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性についての理解の促進や、性別による差別的な扱いの根絶に向けた取組を進めます。

（Ｐ３　計画の体系　重点課題⑧、⑨、⑩、⑪、⑫参照）

5. 計画の体系

基本目標	ページ数	重点課題		施策の方向
Ⅰ 男女共同参画意識の確立	P10～	①男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	1	家庭・地域における男女共同参画の意識づくり
			2	働く場における男女共同参画の意識づくり ★
	P14～	②あらゆる教育の機会における男女共同参画と国際的協調	3	子どもの頃からの男女共同参画の理解と自己形成
			4	家庭・地域における教育、学習の推進
			5	国際的協調の推進
Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進	P18～	③政策・方針決定過程への女性の参画拡大	6	行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ★
			7	審議会などにおける積極的な女性の登用 ★
			8	事業所・地域におけるポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進 ★
	P21～	④地域における男女共同参画の推進	9	地域づくり組織などにおける政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ★
			10	地域における男女共同参画のための講座などの実施 ★
	P23～	⑤働き方・働く場における男女共同参画の推進	11	雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保 ★
			12	農林業、商工業などの女性従事者への支援 ★
			13	女性の就労・能力開発のための支援 ★
	P27～	⑥防災における男女共同参画の推進	14	防災における女性の参画拡大 ★
			15	男女共同参画の視点に立った防災体制の確立 ★
Ⅲ 家庭生活と社会活動の両立支援	P29～	⑦ワーク・ライフ・バランスの推進	16	男性の積極的な家事・育児・介護への参加 ★
			17	事業所におけるワーク・ライフ・バランスの推進 ★
	P34～	⑧男女がともに安心して子育てができる環境の整備	18	安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援の充実 ★ ▲
			19	地域で子どもを育てる環境づくり ★ ▲
	P38～	⑨高齢、障害、貧困などの困難を抱えた人たちが安心して暮らせる環境の整備	20	困難な問題を抱える女性や、 ひとり親家庭などに対する支援の充実 ★ ▲
			21	高齢者や障害者が安心して暮らせる支援の充実 ★ ▲
Ⅳ すべての人の人権が尊重される環境づくり	P41～	⑩男女の人権尊重	22	性別に左右されない人権尊重の意識づくり ▲
			23	メディアなどにおける人権尊重 ▲
	P43～	⑪あらゆる暴力の根絶	24	権利侵害についての相談体制の充実 ◆ ▲
			25	ＤＶ防止対策及び被害者支援の充実 ◆ ▲
			26	セクシュアルハラスメントなどの防止 ◆ ▲
	P48～	⑫生涯にわたる健康の確保	27	生涯にわたる健康の保持促進 ▲
			28	性差に応じた健康支援の推進 ▲

★は女性活躍推進法に定める市町村推進計画に位置づける項目　▲困難女性支援法に定める市町村基本計画に位置づける項目
◆は配偶者暴力防止法に定める市町村基本計画に位置づける項目

6. 計画の基本目標・重点課題・施策の方向

基本目標Ⅰ　男女共同参画意識の確立

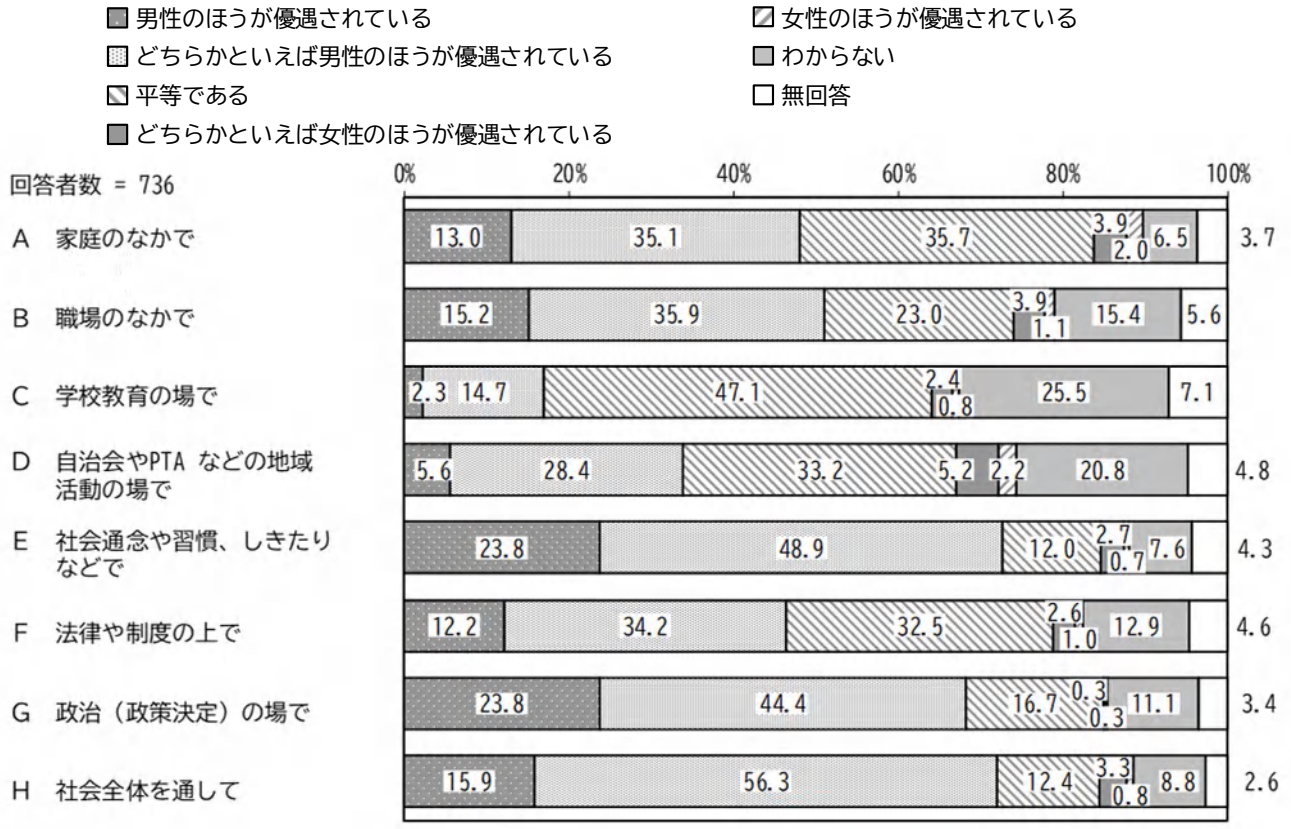
現状と課題

毎年実施している総合計画に係る市民意識調査によると「男は仕事、女は家庭といった男女の固定的な役割分担に同感しない」という市民の割合は、２０１５（平成２７年には７５．７％でしたが、２０１９（令和元）年に８１．４％となり、その後も８０％を超える高い水準で推移しています。

一方、２０２４（令和６）年に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、家庭、職場、地域等における男女の地位について「平等である」と感じている市民の割合は、「学校教育の場で」が４７．１％であるのに対し、「社会通念や習慣、しきたりなどで」は１２．０％にとどまっており、男女の地位の平等に対する意識には、なお課題が残されています。

男女共同参画社会の実現のためには、市民、事業者、地域、行政がそれぞれの役割を担い、家庭、学校、職場、地域など身近な場から、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスを見直し、一人ひとりの意識を具体的な行動につなげていくことが重要です。第３次計画では、こうした取組を通じて、男女共同参画を「意識」から「実践」へとさらに進め、男女平等と男女共同参画の実現に向けた取組を推進します。

男女の地位について（2024 年）



資料：名張市男女共同参画に関する市民意識調査（2024 年 11 月実施）

重点課題･施策の方向

①男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	1	家庭・地域における男女共同参画の意識づくり
	2	働く場における男女共同参画の意識づくり
②あらゆる教育の機会における男女共同参画と国際的協調	3	子どもの頃からの男女共同参画の理解と自己形成
	4	家庭・地域における教育、学習の推進
	5	国際的協調の推進

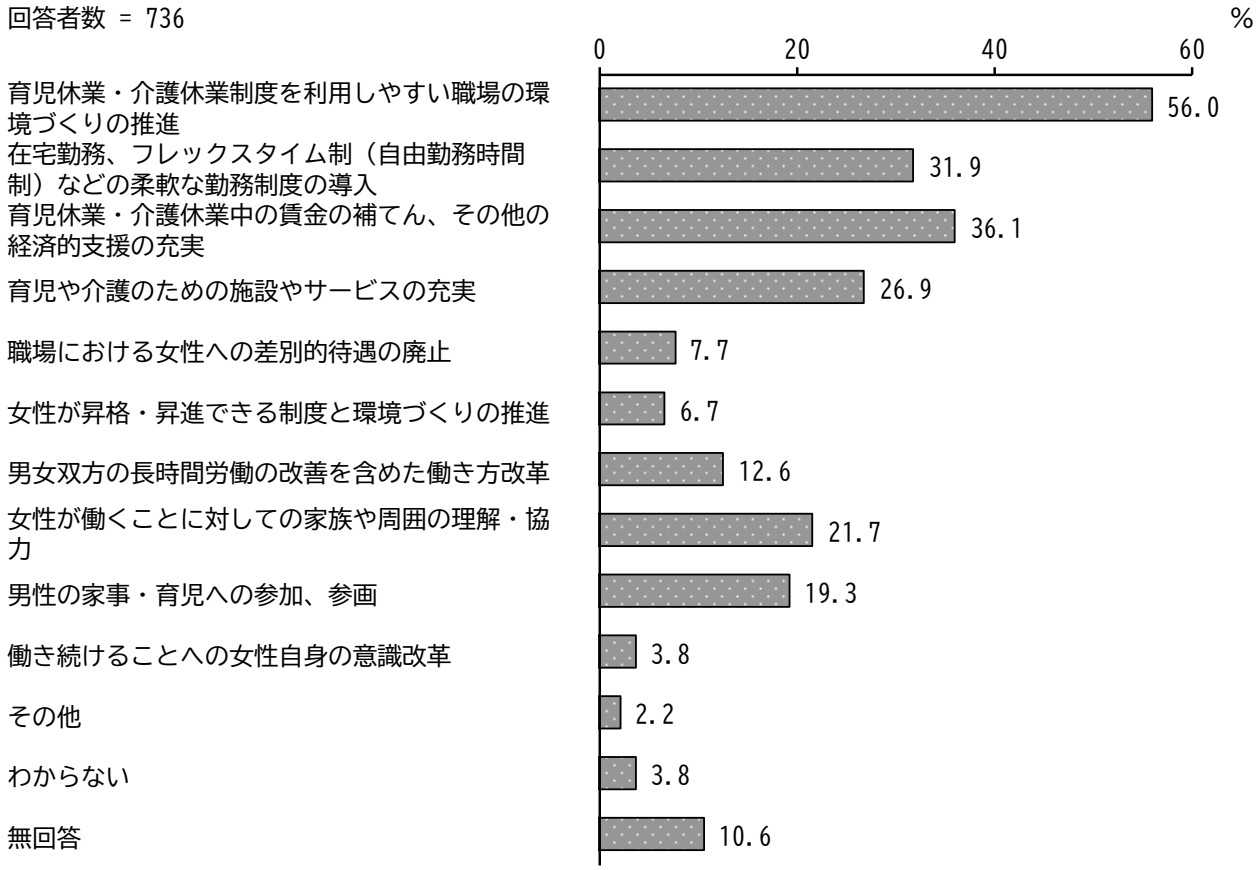
基本目標Ⅱ　あらゆる分野における男女共同参画の推進

現状と課題

日本はジェンダー・ギャップ指数でみると、２０２６年次点で１４５か国中１１７位となっており、特に経済及び政治における格差が大きいことが課題として挙げられています。女性活躍推進法に基づき、市は、事業主として行政分野での政策や方針を決定する過程への女性の参画拡大を推進するとともに、民間事業者に向けて女性の管理職などへの参画拡大への働きかけや、人材育成のための取組を支援する必要があります。

また、長時間勤務や転勤が多い正規雇用が男性に偏ることは、子育て・家事・介護などへの男性の主体的な参画を困難にし、女性が仕事と生活を両立することを妨げていると同時に、地域コミュニティへの参加や健康保持など、男性が仕事と生活の調和を実現する上での阻害要因になると懸念されます。男女が共に働きやすい職場づくりを推進するためには、女性活躍推進法に基づく女性の採用・登用・能力開発などのための事業主行動計画の策定や、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の導入をはじめとした男女間の性別による格差解消に向けた取組などを積極的に働きかける必要があります。

女性が出産、子育て、介護などの理由で仕事を辞めずに働き続けるために必要なこと



資料：名張市男女共同参画に関する市民意識調査（2024 年 11 月実施）

重点課題･施策の方向

③政策・方針決定過程への女性の参画拡大	6	行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	7	審議会などにおける積極的な女性の登用
	8	事業所・地域におけるポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進
④地域における男女共同参画の推進	9	地域づくり組織などにおける政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	10	地域における男女共同参画のための講座などの実施
⑤働き方・働く場における男女共同参画の推進	11	雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保
	12	農林業、商工業などの女性従事者への支援
	13	女性の就労・能力開発のための支援
⑥防災における男女共同参画の推進	14	防災における女性の参画拡大
	15	男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

基本目標Ⅲ　家庭生活と社会活動の両立支援

現状と課題

２０２４（令和６）年１１月に実施した男女共同参画に関する市民意識調査において、家庭における役割分担について尋ねたところ、食事の支度や片づけ、掃除、洗濯などの日常的な家事の６割以上を妻が担っている現状が示されました。令和７年度版男女共同参画白書においても、家事関連時間は妻のほうが長い一方で、仕事関連時間は夫のほうが長く、「男は仕事、女は家事」という状況が常態化しているようです。

男女が共に協力し、家族の一員としての責任を果たすとともに、家事・子育て・介護などの家族負担を分かち合い、女性が社会参画し活躍できる環境を整えるためには、家庭での共同参画を進めるための取組に加え、事業所における長時間労働の是正や、男性の育児休業取得率の向上など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた総合的な取組を進めることが必要です

図 7-1　家庭における家事分担の役割



資料：名張市男女共同参画に関する市民意識調査（2024 年 11 月実施）

重点課題･施策の方向

⑦ワーク・ライフ・バランスの推進	16	男性の積極的な家事・育児・介護への参加
	17	事業所におけるワーク・ライフ・バランスの推進
⑧男女がともに安心して子育てができる環境の整備	18	安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援の充実
	19	地域で子どもを育てる環境づくり
⑨高齢、障害、貧困などの困難を抱えた人たちが安心して暮らせる環境の整備	20	困難な問題を抱える女性や、 ひとり親家庭などに対する支援の充実
	21	高齢者や障害者が安心して暮らせる支援の充実

基本目標Ⅳ　すべての人の人権が尊重される環境づくり

現状と課題

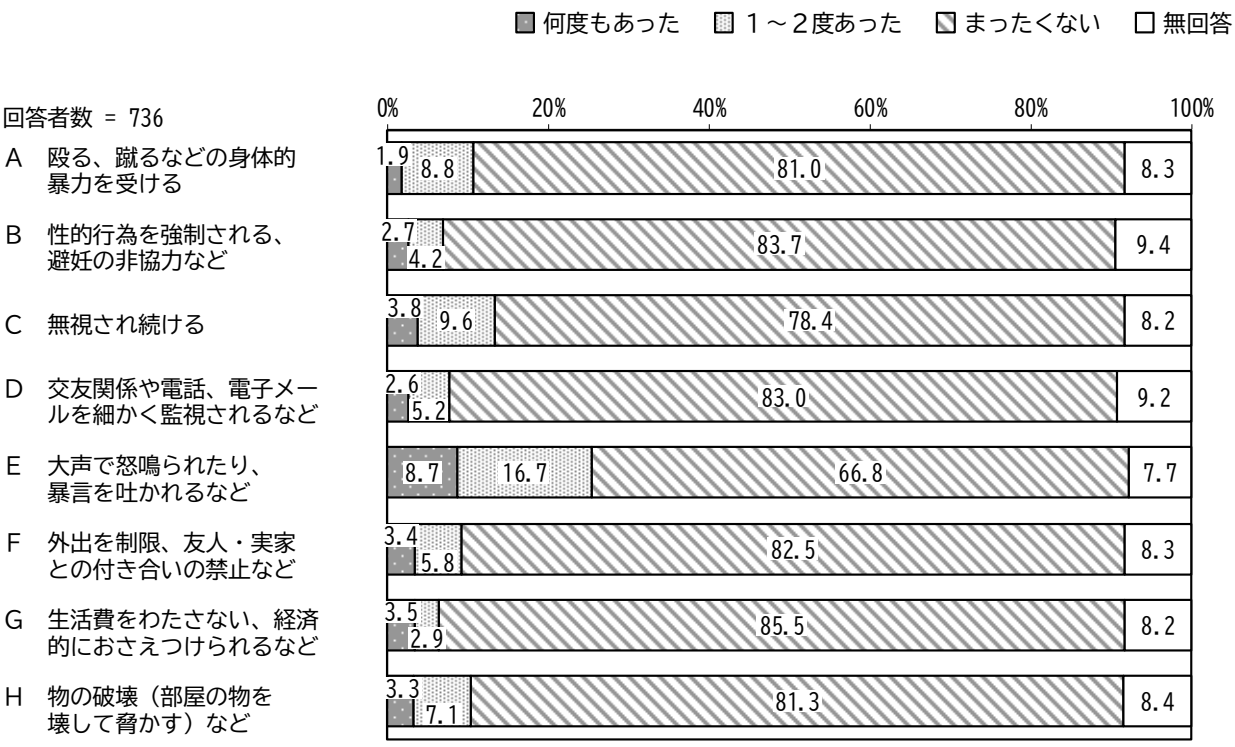
男女の人権尊重は、男女共同参画社会を実現するための最も基本的な理念です。

あらゆる暴力や、性別による差別的な扱いは、重大な人権侵害であり、許されるものではありません。なかでもＤＶは、背後にある固定的な性別役割分担意識や支配・被支配の関係性に根ざしており、児童虐待とも密接に関連する課題です。

本市では、「名張市要保護児童対策及びＤＶ対策地域協議会」を組織し、関係機関との緊密な連携のもと、相談体制の充実と、児童虐待やＤＶに対する正しい理解が浸透するよう啓発活動を進めるとともに、未然防止、早期発見、被害者の救済及び支援の取組を行っています。

さらに、多様な性に関する理解の促進や、ライフステージと性差に応じた健康支援など、誰もが自分らしく生きられる環境づくりを推進します。

図 11-2　DV の現状



資料：名張市男女共同参画に関する市民意識調査（2024 年 11 月実施）

重点課題・施策の方向

⑩男女の人権尊重	22	性別に左右されない人権尊重の意識づくり
	23	メディアなどにおける人権尊重
⑪あらゆる暴力の根絶	24	権利侵害についての相談体制の充実
	25	ＤＶ防止対策及び被害者支援の充実
	26	セクシュアルハラスメントなどの防止
⑫生涯にわたる健康の確保	27	生涯にわたる健康の保持促進
	28	性差に応じた健康支援の推進

第３次名張市男女共同参画基本計画ベルフラワーⅢ　2027（令和９）年３月策定
名張市地域環境部人権・男女共同参画推進室　〒518-0492 三重県名張市鴻之台１番町１番地
TEL：0595 - 63 - 7559　FAX：0595 - 63 - 4677　E-mail：kyodo@city.nabari.lg.jp